

國學院大學学術情報リポジトリ

鎌倉前期における災異

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 王, 玉玲 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001567

鎌倉前期における災異

Disastrous Occurrences in the Early Period of Kamakura

王 玉 玲

キーワード：鎌倉前期 朝廷 幕府 災異 対処

关键词：鎌倉前期 朝廷 幕府 灾异 处理

要旨

鎌倉前期において、天文変異・自然災害及び異常な自然現象は単なる自然現象ではなく、災異とされ政治的、儀式的に重視された。政治的権威——天皇・朝廷権門あるいは将軍・幕府の有力御家人にまつわるものがとくに注目を集めた。したがって、災異が発生する際に、御祈と徳政を主とした対処が常に要されていた。ただ、天変・地異と諸社怪異がそれぞれ政治上と祭祀上の問題によって生み出されると認識されていたので、災異によって、御祈と徳政のいずれかが特に採用される。同時に、幕府は基本的に公家の伝統や慣習を踏襲したが、幕府自身の歴史、さらに武家の歴史を意識しつつ、独自の災異体系を構築してきた。よって、災異認識及び災異対処に関しては、公家、武家はそれぞれ独特な一面を持っている。一方、災異が祭祀上或いは政治上の問題と関連付けて捉えられていたので、災異は御祈と徳政によって対処されるうちに、宗教における権威を示唆したり、徳政を顕彰したりするために利用され、祭祀及び政治に影響を与えていった。

摘要

鎌倉前期，天文异象，自然灾害及异常的自然现象被视为“灾异”，在政治上，祭祀上都受到重视。特别是事关天皇，朝廷权门贵族，幕府将军及幕府重要御家人的灾异现象备受关注。由于该时期的灾异认识认为天变，地异与寺社怪异现象的发生往往与施政上的缺失及祭祀上的不当相关联，因此每当灾异发生时，各种祈祷仪式及徳政就会成为主要的应对措施。正因此，灾异的应对与该时期公家，武家的施政与祭祀礼仪之间产生了密切联系。可以说，应对灾异的过程在一定程度上就是公家，武家彰显其祭祀权及徳政的过程。

はじめに

日本における災異記録の初出は、『日本書紀』の推古紀に見られる⁽¹⁾。それらの記事によれば、天文変異・自然災害及び異常な自然現象が災異とされている。そして災異認識に関しては、災異を神霊に対する不誠敬を原因とする祟りと認識する一方、天人相関の災異説の影響で、朝廷政治と関連付けて災異を捉えるような傾向もあった。さらに災異に対処する場合には、徳政的な対応より、君臣をあげて奉幣や読経によって直接に神仏に祈願する方法が圧倒的に多く採用され、むしろそちらが災異対応の主流であった⁽²⁾。

鎌倉前期における災異となると、律令期以来の伝統や慣習を踏襲していたことは想定できるが、律令制が崩壊し、武家の存在が相対的に比重を高めつつある社会的状況の中で、公家の災異の変容及び武家の独自の災異が考えられよう。しかし、律令期の災異及びその対処を明らかにした多数の論考⁽³⁾に対して、鎌倉時代における災異に関しては、陰陽道、天文や怪異関係の論説にしばしば取り上げられるが⁽⁴⁾、災異という視点から行われた考察はほぼ見られない。そこで、本稿では鎌倉時代の記録である『百鍊抄』や『吾妻鏡』など⁽⁵⁾を通して、公家と武家の災異及び災異対処を明らかにする中で、災異と公家、武家の政治との間に何らかの

-
- (1) 榎本福寿「日本書紀の災異関連記述を読む—日本書紀の文献学をめざす試み—」(『日本史研究』498号、2005年)
 - (2) 松本卓哉「律令国家における災異思想——その政治批判の要素の分析」(『古代王権と祭儀』、吉川弘文館、1990年)
 - (3) 律令期の災異に関する研究は、ほかに江畑武「推古・舒明・皇極三紀の災異記事」(『日本書紀研究』、1971年)、山下克明「災害・怪異と天皇」(『岩波講座 天皇と王権を考える・8』岩波書店、2002年)、小林宣彦「律令期における災異への対処とその思想的背景に関する基礎的考察—神・仏・天のうち神祇の対処を中心に—」(『神道宗教』、2005年)、細井浩志『古代の天文変異と史書』(吉川弘文館、2007年)、三宅和朗『古代の王権祭祀と自然』(吉川弘文館、2008年)、榎村寛之「奈良・平安時代の人々とフシギナコト」(『怪異学の可能性』、角川書店、2009年)などの論考が見られる。
 - (4) 鎌倉時代の災異に関する研究は、村山修一『日本陰陽道史総説』(塙書房、1981年)、笹本正治『鳴動する中世 怪音と地鳴りの日本史』(朝日新聞社、2000年)、長井晋「中世前期の天文と国家」(『環境と心性の文化史 環境の認識』(上)、増尾伸一郎等、勉誠出版、2003年)、山田雄司「怪異と穢との間—寛喜二年石清水八幡宮落骨事件」(『怪異学の技法』、臨川書店、2003年)、「鎌倉時代の怪異」(『怪異学の可能性』、角川書店、2009年)、谷口榮「鎌倉を取り巻く生物たち」(『吾妻鏡事典』、佐藤和彦・谷口榮編、東京堂出版、2007年)などが見られる。
 - (5) 本稿は『新訂増補国史大系 百鍊抄』(吉川弘文館、1965年版)、『新訂増補国史大系 吾妻鏡』(吉川弘文館、1932年版)、『増補史料大成 平戸記』(臨川書店、1985年)、『玉葉』(国書刊行会、1906年)、『新訂増補国史大系 続左丞抄』(吉川弘文館、1965年)を使用する。

関連付けがされていたか、災異は如何なる意義を持っていたかなどの問題を考えつつ、鎌倉前期⁽⁶⁾における災異を考察してみたい。

1. 鎌倉前期における災異

鎌倉時代の諸史料においては、災異は災、災変、変異、天変地天などと表記されている。『玉葉』治承五年(1181)七月十三日条に「衆災競起、所謂、炎旱、飢饉、関東以下諸国謀反、天変、客星為大事、怪異太神宮已下、每社有希代之怪異、又院中頻示之、又法勝寺、有一茎二花之蓮、先例皆不快、等也」⁽⁷⁾と見られるように、自然災害、反乱、天変、厳神靈社及び天皇家の御所に発見された異常な現象は、すべて「災」とされている。そして、同時期の武家記録『吾妻鏡』を見てみると、幕府の災異は朝廷のものとは大きな相違がないことが分かる。つまり、彗星・日蝕の出現を中心とした天変、地震・炎旱などの自然災害と様々な怪異が、非日常的な現象としてとくに注目を集めた。そのため、天変、災害と怪異を中心とした、不思議でつねに人々に不安と恐怖を引き起こす現象を災異と定義して考察を進めたい。

『百鍊抄』や『吾妻鏡』に記されている災異においては、天変・地異に対して、怪異とする記録が比較的多く見られる。『百鍊抄』における怪異としては、二十二社⁽⁸⁾をはじめとした神社に発見された諸社怪異、「閑院皇居南庭櫻非時花開」⁽⁹⁾というような御所怪異及び陵墓鳴動のような陵墓怪異がとくに取り上げられる。いずれも朝廷の中核を成した天皇或いは有力貴族に関わりそうな現象であった。同様に、『吾妻鏡』の怪異記事には、鶴岡八幡宮をはじめとした鎌倉寺社及び將軍・得宗家の邸宅に現れた怪異が多く記録されている。したがって、様々な怪異は結局朝廷の中心をなした天皇・有力貴族或いは幕府の中核となった將軍・有力御家人に関わりかねない異常な現象にはかならない。とするならば、鎌倉前期において、災異に関する注目は公家・武家を問わず、政治的権威に集められていたので

(6) 治承四年(1180)から正元二年(1260)までの期間を鎌倉前期にして考察する。

(7) 『玉葉』治承五年七月十三日条

(8) 平安時代、朝廷から奉幣使の立った二十二の神社。伊勢・石清水・賀茂・松尾・平野・稲荷・春日・大原野・大神・石上・大和・広瀬・竜田・住吉・日吉・梅宮・吉田・広田・祇園・北野・丹生・貴船の各社。

(9) 『百鍊抄』建久二年九月二十一日条

あろう。そして、災異及び災異認識に関しては、幕府が朝廷の慣習や伝統を踏襲していたことが想定されよう。

『平戸記』寛元三年(1245)正月十一日条に「雷大鳴、雨脚彌甚、電光殷自火、太有怖畏、雷落所々云々」と記されている。この雷雨について、平経高は「正月雷邂逅事也、前々必有不快事歟、可懼々々」、「正月雷不快之上、今度霹靂異他時歟、尤可懼事也」という憂慮を示している。つまり、不吉な現象とされていた正月の雷だけではなく、霹靂も所々に落ちたことが、平経高の不安を大いに引き起こしていたといえる。同時に、「關東除夜并元日雷鳴云々、元日雷令落云々」⁽¹⁰⁾という伝聞に対して、「正月雷鳴事頼朝卿事之時者元日也、頼家卿事之時者三日也、實朝公事之時者八日也」とある先例に触れ、「代々正月雷鳴之時、將軍有災」、「冬雷鳴、武家必有事」⁽¹¹⁾と述べつつ、武家の変事を推測している。以上のことから、『平戸記』に限ってみれば、冬・正月の雷は公家にも武家にも影響を及ぼす災異と捉えられていたことが明らかになった。

一方、幕府の雷に関する認識を『吾妻鏡』から探ってみると、自然現象として記されている雷が圧倒的に多いことが分かると同時に、明らかに災異とされていた雷もあることが分かる。雷鳴を例にして取り上げてみると、

【史料1】承久三年正月二十二日条

依去十日雷鳴變。始行祈祷等。

【史料2】寛喜元年十二月十日条

依去四日雷電。爲世上御祈近國一宮。被立奉幣御使。

【史料3】寛喜二年十一月十八日条

申尅雷鳴。入夜暴風雷雨甚。冬至雷。殊變異也。

【史料4】寛喜三年十二月三十日条

今夜戌亥兩時。甚雨雷鳴。(中略)大晦夜雷鳴。爲殊重變之由云々。

【史料5】弘長三年九月十三日条

非時雷鳴、不輕其慎之由、陰陽道等、進勘文。

以上の五件の雷鳴記事を通して見てみると、その中の四件は冬の年越し前後に起きたものである。そのうち、史料1、2、5に記されている雷鳴が災異とされたことが、後日行われた様々な祈祷や奉納から分かる。それに対して、史料3と

(10)『平戸記』寛元三年一月十九日条

(11)『平戸記』寛元三年一月十六日条

4に見られる雷鳴は、冬至と大晦日という特定の時期に起きたため、災異とされたようである。このことから、幕府にとって雷鳴が必ず災異であるとは断言できないものの、冬、とくに年越し前後という特定の時期に起きた雷鳴は、ひときわ注意を要する現象——災異——とされていたと考えられる。

つまるところ、冬・正月の雷は災異とされていたのである。冬・正月の雷があると、「不快事」が現われたり、武家では災厄が発生するなど、まさに不吉な前兆であった。さらに、このような認識は公家の一方的なものではなく、武家にも認められていたのである。言い換えれば、冬・正月の雷に関して、公家、武家は同じような認識を持っていたと考えられる。

しかしながら、同じ雷の現象であるが、落雷は幕府に災異と見なされていなかったようである。寛喜二年（1230）六月九日条に「雷落于御所御車宿東母屋上。柱破風等破損訖。後藤判官下部一人悶絶」という落雷事件が起きた。そこで、十四日にこの落雷をめぐる、吉か凶か、将軍が御所を去るべきかどうかなどについて、北条泰時・北条時房をはじめとした九人の御家人による評議が行われた。その際に、「故右大將家被攻奥州之時。軍陣雷落。承久兵亂之時。右京兆釜殿雷落。皆是吉事也」と、落雷を吉事とする先例に言及している。つまり、奥州合戦及び承久の乱の勝利をおさめた幕府にとって、合戦に際して起きた落雷は災異というより、むしろ吉事——合戦の勝利をもたらす祥瑞であった。災異とされた冬・正月の雷鳴と比べると、落雷が祥瑞と見なされるという災異認識は幕府独特なものと言えよう。

また、幕府の合戦の前によく現れたことにより、「兵革」の兆しとされていた「魚怪」・「黄蝶怪」がある。

【史料6】『吾妻鏡』宝治元年五月二十九日条

去十一日。陸奥國津輕海邊。大魚流寄。其形偏如死人。先日由比海水赤色事。若此魚死故歟。隨而同比。奥州海浦波濤。赤而如紅云々。此事則被尋古老之處。先規不快之由申之。所謂文治五年夏有此魚。同秋泰衡誅戮。建仁三年夏又流來。同秋左金吾有御事。建保元年四月出現。同五月義盛大軍。殆爲世御大事云々

【史料7】『吾妻鏡』宝治元年三月十七日条

黄蝶飛。幅假令一許丈。列三段許。凡充滿鎌倉。是兵革兆也。承平則常陸下野。天喜亦陸奥出羽四箇國之間有其怪。將門貞任等及鬪戰訖。

史料6、7に見られる「魚怪」・「黄蝶怪」が現れた翌月の六月に宝治合戦が起きたので、さかのぼってみれば、「魚怪」・「黄蝶怪」はまさに幕府の兵事の前兆であった。ただ、「魚怪」の先例としてあげられた奥州合戦、源頼家の失脚及び和田合戦に対して、「黄蝶怪」の先例とされたのは、幕府の歴史上の戦事ではなく、承平の乱などの武家の歴史上の戦いである。この「魚怪」・「黄蝶怪」という災異から、幕府は先例を参照しつつ、災異を解釈していたことが分かる。同時に、幕府は自身の歴史だけではなく、武家の歴史をも念頭に置いて独自の先例、さらには独自の災異を確立してきたと考えられよう。

要するに、災異であろうと、災異に関する捉え方であろうと、武家は基本的に公家の伝統や慣習を踏襲していたが、幕府は幕府の歴史、さらに武家の歴史をもとにして特有の災異をも築いてきたといえる。そこで、災異対処に関して、公家・武家の間には、如何なる相違が見られるのか、以下で検討を加えてみる。

2. 鎌倉前期における災異対処

「衆災競起、所謂、炎旱、飢饉、関東以下諸国謀反、天変、客星為大事、怪異太神宮已下、每社有希代之怪異、又院中頻示之、又法勝寺、有一茎二花之蓮、先例皆不快、等」と記されている治承五年(1181)七月の災異に対して、九条兼実は「銷天譴濟人物者、只在祈請與德化」⁽¹²⁾という提言をしている。同様に、「依天變地妖事、可被行御祈祷德政等」⁽¹³⁾というような記述が『吾妻鏡』にもよく見られる。そこから、災異の内容にかかわらず、御祈と德政はともに対処とされ、とりわけ重視されていたことが見て取れる。そこで、御祈と德政をめぐる、鎌倉前期の災異対処について検討してみる。

【史料8】『平戸記』寛元三年二月十日条

天變地妖、以何可被消其災哉事、先々例被行来之御祈、云神事、云仏事、定外記勘申歟、就其趣能被尋決可被行歟、且又如此重変之時、被行之秘法等、被訪諸宗、随各申状可被計行歟、諸社奉幣、臨時仁王会、或御読経等者、大略每度必被行之歟、或於延暦寺被行千僧御讀經、雖為彗星例、可被準行歟(中略)施德政之道、旨帰雖区分、所詮其肝心、只在授官之道與決訴之法(中

(12)『玉葉』治承五年七月十五日条

(13)『吾妻鏡』文暦二年三月十六日条

略) 人々愁歎必生變異也、治道失於下、則天文變於上、此謂者、人愁者、則在此二道、能被開其二之道者、定叶天意歟、叶天意者、却災消妖之條又勿論、而謂官府之道、多依^{爵力}權拳、謂難跡之法、又有^{訴訟力}權妨(後略)

(1) 御祈

史料8は、天変に対処するために寛元三年(1245)二月十日に行われた「新制議定」における平経高の発言である。それによれば、御祈の具体的な措置として、神事としては、諸社へ奉幣したり、霊神に祈願したりすること、仏事としては、仁王経、最勝王経をはじめとした顕教の經典を供養したり、密教の秘法を行ったりすることが提言されている。また『玉葉』治承五年(1181)七月十六日条によると、天変対処の御祈に関する摂政の尋問に対して、九条兼実は「陰陽道、真言宗、各正為其長之輩、被尋問、且又被勘客星之時例等、勘酌可有沙汰歟」と答えている。つまり、御祈が修される場合に、神事・仏事と並んで、陰陽道の祭祀も行われていたのである。ただし、『平戸記』や『玉葉』などの公家記録によれば、御祈に関する上奏では陰陽道の祭祀がめったに実行されていない。さらに多数の神・仏関係の御祈に比べて、陰陽師によって修された祭祀は比較的少ない。

一方、『吾妻鏡』の記事を見れば分かるように、災異対処として行われた御祈においては、奉納・神楽を主とした神事、顕教の經典の転読・供養と密教の修法を中心とした仏事及び様々な陰陽道の祭祀があげられる。しかし、神事と比べて、内法・外典というパターンの御祈は、災異の内容を問わず多く採用されていた。そして、鎌倉に滞在した陰陽師の増加を背景に、災異対処としての陰陽道の祭祀が多様化し、大規模化していた⁽¹⁴⁾。

要するに、陰陽道の祭祀が多数修された幕府に対して、朝廷においては、陰陽道の祭祀はそれほど災異対処の御祈とされていないようである。鎌倉前期の公家社会においては、陰陽師と天皇・院宮及び有力貴族との個人関係が深化するとともに、陰陽道の祭祀が私的化してきた⁽¹⁵⁾ことを考え合わせると、朝廷では、公的な利益をもたらす神事と仏事は御祈の中心をなしていたのであろう。それに対

(14) 佐々木馨『日本中世思想の基調』(吉川弘文館、2006年)によれば、源頼朝の時期に行われた陰陽道の祭祀が六事例しか数えられないのに対して、義時・政子の時期には九十八件、泰時の時期には208件、時頼の時期には114件が見られる。そして、泰時の時期には五十九人、時頼の時期には四十五人の陰陽師が鎌倉に滞在していたと指摘されている。

(15) 山下克明「暦・天文をめぐる諸相」(『平安時代の宗教文化と陰陽道』、岩田書院、1996年)

して、幕府では、仏教と陰陽道の祈祷がむしろ主流であった。

(2) 徳政

史料8から平経高のいわゆる徳政を抽出してみると、「施徳政之道、旨帰雖区分、所詮其肝心、只在授官之道與決訴之法」となる。史料8によると、天変などの災異が現れたのは、人々が愁歎しているからである。そして人々の愁嘆を導いたのは、「謂官府之道、多依権挙、謂難跡之法、又有権妨」という朝廷の状態にはかならないという平経高の見解が見て取れる。つまり、天変の発生は朝政施行の状況と直接的な関係を持っているといえる。天変に対処するための基本的な方法は「授官之道與決訴之法」にある。また同条の記事に、御祈・授官・決訴のほか、弊物・納物などを中心とする神事の興行、諸寺の造営・御読経などを中心とする仏事の興行、過差の禁止や改元なども対処の徳政とされている。さらに、これらの徳政は同年の公家新制⁽¹⁶⁾に取り込まれ、災異対処の一環となっていたと考えられる。

一方で、『吾妻鏡』仁治元年(1240)正月二十七日条に「彗星連夜出現之間。被慰窮民之條。可為攘災上計之由。有御沙汰延引」という記事が載せられている。要約すれば、仁治元年の正月に彗星が連続して出現したことにより、対処の御祈が次々と行われたと同時に、「慰窮民」が攘災の対処策とされた。よって、予定の將軍頼経の上洛が延引されるようになった、という内容である。また「救民愁」のため、天候不順による人民の疲弊をうけて、出挙米借用証文を焼却した北条泰時の善政⁽¹⁷⁾も見られる。かくして、災異の発生が「民愁」と関連付けて捉えられ、「慰窮民」、「救民愁」などの措置が災異対処の徳政とされていたことが見て取れる。

さて、「救民愁」の徳政は庶民の経済的な負担を減らす措置に限らなかったようであるが、「救民愁」に近い意味を持っている「撫民」という表現が幕府の新制に頻出している。建長五年(1254)の武家新制を例とすると、祭祀の励行、裁判実務の迅速化、或いは御家人役の確認といった内容の、一見「撫民」とは無関係な

(16) 武家の新制に関しては、佐々木文昭『鎌倉期公家新制研究序説』(佐伯有清編、『日本古代史論考』、吉川弘文館、1980年)に参考する。

(17) 『吾妻鏡』建仁元年十月六日条

項目の中でも「撫民」が語られている⁽¹⁸⁾。そこから、武家新制の政策は「撫民」と繋がり、「撫民」という名を被っていた徳政であると考えられる。さらに、公家の新制と同様に、武家の「撫民」新制も災異対処の徳政の一環として利用されていたのではないだろうか。

とするならば、公家であろうと、武家であろうと、いずれの場合においても、神・仏事、訴訟や過差などに関する政策が徳政とされていたといえる。ただ、公家の徳政と比べて、武家の徳政においては、囚人を恩赦する赦、臣下の意見を求める「召封事」のような政策が採用されていない。同時に、武家の徳政に対して、公家の求めていた徳政は「撫民」というより、むしろ「臣を撫する」対策であっただろうといえる。

要するに、鎌倉前期において、御祈と徳政が災異に対処する主な措置であり、災異に対処するため、御祈で攘災したり、徳政の施行を通して人々の愁嘆を慰めたりしていたということである。ただし、御祈に関しては、公的な性質を持っている神・仏関係の御祈を多く採用した朝廷に対して、幕府は内法・外典、即ち仏教・陰陽道の祈祷を併用して災異に対処する場合が多く、公家の利益を中心とした徳政を要請した公家に対して、武家は「撫民」を標榜して善政を施したといえる。

3. 鎌倉前期における災異の意義

(1) 政治・祭祀と災異

前述した内容から、御祈と徳政が主な災異対処とされていたことが明らかになった。ここから、災異と祭祀及び政治との関連付けが考えられよう。次に災異に関する卜例や占文を通して、災異と政治及び祭祀とが如何なる関係を持っていたかについて検討を加える。

『続左丞抄』に収録されている卜例や勘例を見てみると、建久六年(1195)五月二十五日に、大外記中原師直が感神院の所司が言上した連日の怪異について上奏した勘例が、典型的なものとして取り上げられている。いわゆる連日の怪異とは、「正面御鏡落事」、「旅所大政所神殿鳴動後寶前棟口徑四寸余枝折事」、「長七尺

(18) 武家の新制に関しては、市川浩史「『善政』の系譜」(中尾堯編『鎌倉の仏教の思想と文化』、吉川弘文館、2002年)に参考する。

余蛇出自虹梁上渡西間。又如本入正面長押中事」、「蛇卷長押数剋顯現還入東簾内事」である。それぞれの怪異に関する勘例から以下の三ヶ条を取りあげて考えてみたい。

【史料9】『続左丞抄』勘申感神院所司等言上五箇度怪異例事

- イ 元暦二年七月十日。権中納言源通親卿着仗座。被行同御卜。是御寶殿御帳所奉懸御鏡廿一面切落事也。官卜云。神事違例不淨不信。公家可有御慎之上。天下口下病事歟。寮占云。神事不淨之上。公家可慎御 御藥歟。
- ロ 仁安二年七月廿四日。上卿叅入。被行軒廊御卜。是寶殿礼堂正面間上蛇俄落下事也。官卜云。神事違例穢氣。可有公家御慎及天下兵革事。寮占云。依神事不淨不信違例所致之上。公家可慎御 御藥事歟。
- ハ 建久二年八月十六日。權中納言源通資卿叅仗座被行軒廊御卜。是今月九日巳時神殿正面御簾上長五尺許蛇出現事也。官寮占卜云。神事違例不淨不信之上。公家御慎及恠所口舌病事歟。

以上の勘例を通して、感神院に発見された動植物関係の怪異は軒廊御卜によって、怪異の原因、物忌や予兆する災禍が明らかにされたことが分かる。また、神祇官の卜と陰陽師の占は、若干異なった占断を出す場合があるが、物忌及び予兆する災禍については、いずれにおいても病事・口舌・御藥・兵革・鬭諍・火事などがあげられている。同時に、怪異の発生原因については、官卜と寮占はともに神事違例・穢氣・不淨不信に求めている。

それに対して、天変・地異の発生原因は占文から見て取れない。それを諸史料から探してみると、『玉葉』治承五年(1181)七月十五日条に「人事失於下、天変見於上」⁽¹⁹⁾、『平戸記』寛元三年(1245)二月十日条に「治道失於下、則天文変於上」⁽²⁰⁾などの記述が見られる。そこから、天変と「人事」、「治道」との関係だけでなく、天変の発生原因も明らかになる。つまり、下には「人事」・「治道」における欠失があれば、上には天変が現れてくる。天変は「人事」、「治道」のような政治上の問題と密接な関係を持っているといえる。一方、大きな被害をもたらした元暦二年(1185)七月九日の大地震に対して、九条兼実「依天下政違亂」⁽²¹⁾と解説して

(19)『玉葉』治承五年七月十五日条

(20)『平戸記』寛元三年二月十日条

(21)『玉葉』元暦二年七月九日条

いる。また『平戸記』仁治元年(1240)四月十七日条に載せられている「白霜事」は「夏天降霜、諸人含憂之至也」⁽²²⁾、寛元二年(1244)六月に現れた炎旱は「偏是政道依違之故也」⁽²³⁾とする平経高の見解が見られる。このように、大地震、干魃や「夏天降霜」のような地異も政治と緊密に関連付けて、朝政の欠失によって生み出される現象であるとしていたのであろう。

要するに、天変・地異と諸社怪異の発生原因に関しては、若干異なった角度から理解されていたのである。諸社怪異は神事違例・穢氣・不浄不信などの祭祀上の問題によって生じるとされていたのに対して、天変であろうと、地異であろうと、その発生は政治上の問題と直接的に関連付けられていた。それでは、災異は政治及び祭祀に如何なる影響を与えたのであろうか。

(2) 災異の意義

① 祭祀における意義

『百鍊抄』に載せられている寺社関係の怪異を見てみると、官弊大社の二十二社はほぼ漏れなく怪異記事に登場している。いわゆる二十二社とは、国家の重大事や天変地異の際に、朝廷の奉幣を受ける、近畿地方に集中している諸霊社である。それゆえ、近畿地方が災異の発生地として朝廷の注目を集めていたことが想定される。一方、『吾妻鏡』に記されている災異の発生場所に焦点を当ててみると、相模、武蔵、上野、常陸などの関東の国々のほかに、伊豆、陸奥、信濃、美濃も見られる。そのうち、鎌倉で発見された災異が圧倒的に多い。したがって、朝廷と幕府はそれぞれの支配範囲を意識しつつ、その地域を中心に災異に注目していたのであろう。そして、朝廷の災異には近畿地方、幕府の災異には鎌倉という地域的な特性があるのではないだろうか。

しかしながら、朝廷の災異における地域性は相対的なものであったようである。というのは、各国の一宮に発見された災異も『百鍊抄』に載せられているからである。貞応二年(1223)九月二十一日条に「軒廊御卜也。宇佐宮假殿葺萱上筍八生出事」とある九州の宇佐宮の怪異、元仁元年(1224)十月六日条に「土佐國一宮。去十八日以後至二十二日大風。大木等顛倒也。此日。神殿已下不殘一字顛倒云々」とある四国の土佐社が被られた被害、仁治二年(1225)二月十二日条に「去

(22)『平戸記』仁治元年四月十九日条

(23)『平戸記』寛元二年六月十六日条

比鹿嶋社焼亡。垂跡以後無災。但御殿不焼。奉取出御舩」と記されている関東の鹿嶋社の火事が取り上げられる。さらに、それぞれの怪異に対処するべく軒廊御トや奉幣も行われたと記されている。

とくに、仁治二年(1225)の鹿嶋社の火事に対して、朝廷は三月十二日に「摂政家奉幣春日社。被申鹿嶋火事」、同月二十七日日に「奉幣三社(春。原。吉。)。被祈謝鹿嶋火事」、四月三日に「摂政家奉幣大原野。吉田等。被祈謝鹿嶋火事」、さらに十月十七日に「被發遣鹿島。香取兩社奉幣使」⁽²⁴⁾という一連の対処を行っている。ここから、鹿嶋社と朝廷及び藤原氏との深い関係がうかがえると同時に、近畿地方以外の霊社が朝廷と密接な関係を持っていたことも推定される。

ところが、律令制の崩壊と武士政権の強化に伴って、災異の国家管理が不可能になってしまった鎌倉前期において、各国とくに各国の一宮からの怪異報告及びそれに対する朝廷の対処が相変わらず公家の記録に見られることは興味深く思われる。この問題に関しては、災異の報告を通して、朝廷の関心を高め、その経済的な援助をねらうという諸社の動向が院政期から顕著になってきた⁽²⁵⁾という村山修一氏の指摘がある。同時に、朝廷の記録に各国の寺社からの怪異報告を残したり、朝廷による対処を行ったりすることを通して、朝廷の祭祀権、さらに王権の国土に対する関心を誇示しようとする意図があったとも考えられるであろう。したがって、朝廷の政治権威が低下していた鎌倉前期において、災異情報の掌握及び災異に対する対処は、朝廷が宗教における権威を示唆する手段であったといえ、それを重要な王権象徴の一つと位置付けてもよいのではないだろうか。

(2) 政治における意義

災異とくに天変・地異に対処する場合に、天皇の譲位或いは将軍の辞任がまれに対策として施行されている。鎌倉前期の間に譲位した天皇を『百鍊抄』から探ってみれば、土御門、後堀河と後嵯峨が取り上げられる。『百鍊抄』によれば、承元四年(1210)十月三日と貞永元年(1232)閏九月八日に観測された彗星の出現は土御門と後堀河が譲位する契機となった。一方、『吾妻鏡』の寛元二年四月二十一日条によれば、「是依天變。御譲与事。俄思食立之上。五六兩月。當御愼之間。今月被遂此儀也」とあるように、幕府の四代目将軍九条頼経の辞任も天変をきっかけになされた。つまり、天皇の譲位と将軍の辞任のような権力の移動が

(24) 『百鍊抄』仁治二年三月十二日条、同二十七日条、四月三日条、十月十七日条

(25) 村山修一『日本陰陽道史総説』(塙書房、1981年)

成し遂げられた契機は天変であった。それでは、権力が移動するときに、天変のような災異はどのような意義を果たしていたのであろうか。そこで、後嵯峨院政の開始に即して、災異の政治における意義を見てみたい。

後嵯峨天皇は仁治三年（1242）正月二十日に即位して、寛元四年（1246）の正月二十九日に四歳の皇太子（のちの後深草天皇）に譲位をした。『平戸記』の寛元三年（1245）六月二十八日条には史料10の記事が記されている。

【史料10】『平戸記』寛元三年六月十八日条

又重事入道殿奉綸旨、一日被仰関東、明年許可有此儀之由、被仰遣之处、件御返事云、善惡左右不能計申、只可在御計云々

要約すれば、当時の関東申次であった九条道家は後嵯峨天皇の綸旨を奉じて、ある「重事」を幕府に諮問して、幕府のただ御計りに有るべしという返事を得た。この記事に出てきた、所謂「重事」とは何であろうか。

ここで、寛元三年（1245）前後の朝廷の状況を簡単に触れておきたい。『平戸記』の記事によれば、寛元二年（1244）八月二十九日に関東申次だった西園寺公経が亡くなり、その後の十月になると、九条道家が西園寺公経の跡を継いだことが分かる⁽²⁶⁾。さらに、山本博也氏の論考では、九条道家は関東申次に就任してから、幕府の権威を背にして、摂政の更迭、熊野三山並今熊野検校職補任などの問題の際に、後嵯峨を掣肘して、独断専行だった⁽²⁷⁾と指摘されている。つまり、親政を行っていた後嵯峨は九条道家からの制約を受けなければならなかった。一方、寛元二年（1244）、寛元三年（1245）の年頭に、坊門親仲と二条教良だけが非参議の三位に叙したが、寛元三年の後半に花山院師繼、平時高、源雅具が相次いで非参議の三位に引き上げられた。寛元三年の後半から、後嵯峨の政治的な動きが活発化してきたことが分かる。

かくして、関東申次就任以来の九条道家の専横と寛元三年後半における後嵯峨による政治の活発化を踏まえて、改めて「重事」を考えてみると、おそらくそれは後嵯峨の譲位、院政開始のことであると考えられる。つまり、幕府の了承をもとに、後嵯峨譲位の意向は寛元三年の半ば頃に明らかになったといえる。

他方【表1】に示した通り、後嵯峨の譲位がなされる前の寛元三年（1245）に発

(26) 『平戸記』寛元二年八月二十九日条に「(西園寺公経) 遂以閉眼」、十月二十六日条に「入道殿可有天下御計」という記事が載せられている。

(27) 山本博也「関東申次と鎌倉幕府」(『史学雑誌』第86編・第8号、1997年)

生した災異が群を抜いて多かった。寛元三年(1245)の九月、十月を除き、それ以外の月にはいずれも災異関係の記事が見られる。そして、寛元三年に発見された多数の災異の中で、とくに注目されたのは、一月から連続して出現した客星と彗星である。【表2】から分かるように、それに対処するために、徳政を議定したりするような政治的な対処のほか、内裏において様々な密法を修したり、宸筆の御書を御陵に捧げたり、封事を召したりと、天皇本人の意志とは不可分な関係を持っている対処も行われていた。ここから、災異を為政者の不徳・失政に対する天の警告とする天人相関の災異思想の影響を受けながらも、積極的に災異に対処する後嵯峨の姿勢がうかがえる。一方、後嵯峨こそが災異の責任者、つまり為政者であるという位置づけも読み取れよう。

【表1】寛元元年～正元元年の災異件数一覧表

	天変	地異	怪異	総計
寛元元年	2	1	0	3
寛元二年	4	1	4	9
寛元三年	5	6	10	21
寛元四年	3	3	4	10
宝治元年	2	3	6	11
宝治二年	2	0	5	7
建長元年	1	0	6	7
建長二年	0	0	6	6
建長三年	0	1	4	5
建長四年	1	1	2	4
建長五年	2	2	4	8
建長六年	0	0	8	8
建長七年	0	0	3	3
康元元年	0	0	4	4
正嘉元年	1	1	0	2
正元元年	1	2	0	3

【表2】寛元三年天変及び対処表

年月日	天変	年月日	対処
(寛元3) 1.28	客星出現	2.10	於鬼間被議定徳政事
		2.18	於内裏被始行被始行孔雀經御修法
		2.25	近日。被行種種御祈内法等
3.1	彗星出現	3.7	於内裏被修熾盛光法
		3.12	被獻宸筆御書於山陵
		3.14	於内裏被始行五壇法
		4.25	依天變被下封事詔書

また、彗星出現に対処するために、四月二十五日に史料11の「封事詔書」が下された。いわゆる「封事詔書」とは、直接臣下から君主へ差し出す密封の意見書を召す詔書である。古代において、災異発生の際に「召封事」は多く行われた。この寛元三年（1245）の封事詔書は、内容からいうと、古代のものと大きな相違は見られないが、この封事詔書は百年ぶりに下されたものである。そのため、天変対処としての意義より、封事詔書を下すこと自体がむしろ注目に価する。また承久の乱が終わってから、朝政を干渉するようになった幕府が度々「行徳政」を朝廷に申し入れたことを考え合わせると、封事詔書はそれに応じる徳政、或いは徳政を顕彰するものになったと想定できる。さらに、それを通して、徳政施行における幕府の是認、施政における幕府の支持を求めようとした後嵯峨の意図も読み取れる。要するに、連続して出現した天変は、後嵯峨が譲位する契機であり、後嵯峨院政開始の過程においては、天変の対処は、徳政を顕彰する方法として利用され、院政を開始する土台の一部となっていたと考えられよう。

【史料11】『平戸記』寛元三年四月二十五日条

詔、朕聞、人欲自照必須明鏡、主欲知過必藉忠臣（中略）朕以眇身謬備元首、親萬機之政、迄四廻之年、德不合天、々頻有變、化不合地、々屢有震、咎徵雖間至、祥瑞更不聞（中略）輔朕之不邁、憑臣之極諫、宜令參議已上各上封事、凡厥法令之不便於事勿有所諱、政教之為助於化勿有所除、有犯無隱之議、唯盡益国利民之謀、詞嫌浮花、理納要実、益得忠実、早沃朕之意、主者施行

おわりに

以上、鎌倉前期における災異を考察して、幕府の災異は公家のものと大きな相違がなく、災異意識も古来朝廷、とくに院政期に形成した伝統への踏襲であることが明らかになった。要するに、天変、地異に加え、特定場所に現れ、特定の人物に関わりそうな怪異が鎌倉前期の災異を構成していたのである。そのうち、政治的権威、つまり天皇・朝廷権門或いは将軍・幕府の有力御家人にまつわるものがとくに注目を集めた。そのため、災異発生の際に、御祈と徳政を主とした対処が常に要されている。ところが、幕府は幕府自身の歴史、さらに武家の歴史を意識しつつ、独自の災異体系をも構築してきた。よって、災異認識及び災異対処に

関しては、公家、武家はそれぞれ独特な一面を持っていた。

一方、災異が祭祀上或いは政治上の問題と関連付けて捉えられていたので、災異は御祈と徳政によって対処されるうちに、宗教における権威を示唆したり、徳政を顕彰したりするために利用され、祭祀及び政治に影響を与えた。本稿は鎌倉前期における災異に注目して、災異、災異対処及び災異の意義に関する基本的な考察を試みたが、論じ残した課題については別の論稿に期したい。